

名立区 請求相談日のご案内

- ・請求相談窓口が混雑しないよう、請求者のお住いの町内会ごとに請求相談日を設けます。都合がつかない場合は、予備日にお越しいただいても構いません。
- ・請求相談時間は 1 件あたり 30 分～1 時間 と見込んでいます。待ち時間が長くなることも予想されますので、あらかじめご了承ください。
- ・町内会別請求相談期間が終了後（令和 7 年 8 月 1 日以降）も総合事務所で受け付けます。請求期限は、令和 10 年 3 月 31 日までです。早めの手続きをお願いします。

■ 請求相談窓口

名立区総合事務所 市民生活・福祉グループ 福祉班

■ 町内会別請求相談日

請求相談日	9 : 0 0 ~ 1 1 : 0 0	1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0
7 月 8 日（火）	小泊第 6 ・小泊第 5	小泊第 5
7 月 9 日（水）	小泊第 4 ・小泊第 3	小泊第 2 ・小泊第 1
7 月 1 0 日（木）	新町・川端・仲町	新井町（山、海、上） 新井町（明神団地）
7 月 1 5 日（火）	新井町（江野団地）	横町上・旭団地
7 月 1 6 日（水）	横町山・横町川	赤野俣・岩屋堂
7 月 1 7 日（木）	坪山・大菅	田野上・躰畑・丸田
7 月 2 2 日（火）	車路・谷口・杉野瀬	濁沢・峠・折居
7 月 2 3 日（水）	森・折平（平谷）・池田	折平（折戸）・桂谷
7 月 2 4 日（木）	東蒲生田・小田島・西蒲生田	不動（下瀬戸）
7 月 2 9 日（火）	不動（上瀬戸）	不動（東飛山）
7 月 3 0 日（水）	予備日	予備日
7 月 3 1 日（木）	予備日	予備日

担当：名立区総合事務所

市民生活・福祉グループ 丸山・穂苅

電話：0 2 5—5 3 7—2 1 2 2